

オレンジハート

社協だより



▲開所を祝うテープカット 地域の皆さんの「希望」となりますように！

仮設住宅の支援へ 南相馬市サポートセンター 『希望』開所

仮設住宅における高齢者の方などを総合的に支援する事業の拠点施設として、高齢者等サポートセンター「希望」が完成し、10月25日に開所式を行いました。

サポートセンターは、寺内塚合応急仮設住宅(鹿島区)に開設し、介護保険サービス(あすなろデイサービスセンター)や生活支援等の事業を展開してまいります。

サポートセンター事業の詳細は、本誌2ページに掲載しています。

「希望」を持って復興へ向う



「希望」の名付け親
寺内塚合応急仮設住宅
自治会長

杉 義 行 さん

サポートセンター「希望」は、仮設住宅の入居者などから名称の募集をし、決定しました。「希望」と応募していただいた、杉 義行さんにお話を伺いました。

「3月11日の震災で、南相馬市は多くのものを無くしました。しかし、私たちは復興に向けて『希望』だけは無くしてはならないとの想いがあり『希望』と応募させていただきました。」

杉さん他、多くの方に応募いただき、ありがとうございます。

高齢者等サポート拠点 南相馬市サポートセンターとは？

応急仮設住宅などに入居している方へのサポート拠点として開設した、サポートセンター「希望」の役割や機能をご説明します。



現在実施しているサービス

介護保険サービス事業 あすなるデイサービスセンター

実施を予定している事業

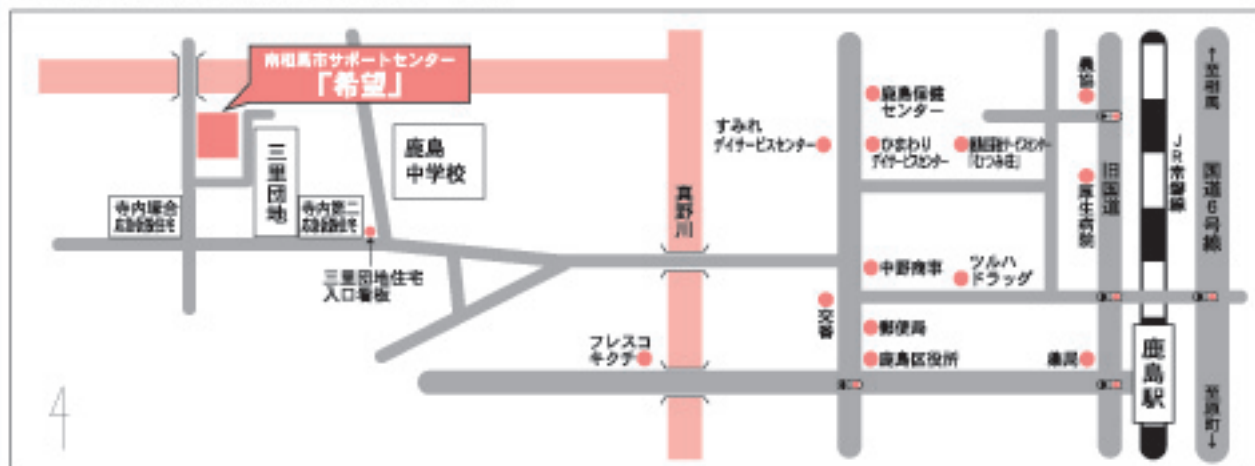
- ・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等の安否確認事業。
 - ・日常生活における心配ごとなどに対して、相談員や専門家による相談会を開催。
 - ・地域住民を対象に、地域交流を図ることを目的として、サロン活動などを開催。
- ※上記事業を開始する際は、本紙にてお知らせします。

運営期間

平成23年11月1日から仮設住宅の閉鎖まで（最長2年）

場 所

南相馬市鹿島区寺内字三里1-21



○サポートセンター事業についての問合せ先
南相馬市社会福祉協議会 ☎24-3415

○あすなるデイサービスセンター業務についての問合せ先
あすなるデイサービスセンター ☎26-8246

生活福祉資金制度のご案内

福島県社会福祉協議会では、生活福祉資金の貸付事業を実施しております。

◆目的

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度(※)が利用できない低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

(※)母子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他の金融機関など

◆ご利用いただける世帯(※世帯収入制限があります)

①低所得世帯 ②障がい者世帯 ③高齢者世帯

(※)資金種類別に貸付世帯が異なります。

◆留意事項

- ①ご相談段階で、借入申込者の家族なども面接させていただくことがあります。
- ②住民票と居住地が同一でない場合は、借入申込みできません。(生活復興支援資金を除く)
- ③貸付審査により貸付を行わないことがあります。
- ④虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた金額を即時に返済していただきます。

◆資金種類

■総合支援資金

失業者など、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し貸付ける資金。

【資金種類】①生活支援費②住宅入居費③一時生活再建費

※貸付金の利率：連帯保証人を立てる場合→無利子、連帯保証人がいない場合→据置期間経過後年1.5%

■福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者世帯に限る。)に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸付ける資金。

(1)福祉費

【資金種類】①生業費②技能習得費③住宅の増改築費④福祉用具等購入費⑤障害者自動車購入費⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料追納費⑦療養費⑧介護費⑨災害援護費⑩冠婚葬祭費⑪住居の移転費⑫就職、技能習得の支度費⑬その他日常生活上一時的に必要な経費

※貸付金の利率：連帯保証人を立てる場合→無利子、連帯保証人がいない場合→据置期間経過後年1.5%

(2)緊急小口資金

【資金種類】①医療費又は介護費の支払等、臨時の生活費が必要なとき②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき③火災等被災によって生活費が必要なとき④その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき

※貸付金の利率：無利子(連帯保証人不要)

■教育支援資金

低所得世帯に対し、他の制度が利用できない世帯を対象に、その世帯の経済的自立と子どもの高校・大学等への就学希望の実現を目的とし、次に掲げる経費として貸付ける資金。

【資金種類】①教育支援費②就学支度費

※貸付金の利率：無利子(連帯保証人不要)ただし、当該者が借受人となり、世帯内の生計中心者が連帯借入人となる)

■不動産担保型生活資金

低所得の高齢者世帯に対し、不動産を担保として貸付ける資金。

【資金種類】①不動産担保型生活資金②要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※貸付金の利率：年3%又は日本銀行長期プライムレートのいずれか低い利率

◆その他の貸付制度

・生活復興支援資金

厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度(※)が利用できない東日本大震災により被災した低所得世帯に対し必要な相談、支援及び当面の生活に必要な経費等の貸付を行うことにより、生活の復興を支援するための制度です。(※母子・寡婦福祉資金等)

◆その他、各資金種類及び内容などの詳細については、下記までにお問い合わせください。

南相馬市社会福祉協議会 ☎46-5354(鹿島区) ☎24-3415(原町区)

南相馬市社会福祉協議会 職員配置図

..... 平成23年11月1日現在

常務理事兼事務局長 **佐藤 信一**

事務局次長 **村上 勇一**

事務局次長 **田村 早人**

事務局次長 **黒木 洋子**

原町区福祉サービスセンター

所長(兼) **村上 勇一**

総務課

総務課長 **佐々木 久仁子**
総務課長補佐 **小谷 芳徳**

《庶務係》

庶務係長(兼) **小谷 芳徳**
主事 **佐々木 智洋**
主事(兼) **國分 久枝**
事務職員(兼) **江上 美子**
事務職員 **花澤 恵美子**

《財務係》

財務係長 **酒井 千香**
主事 **國分 久枝**
事務職員 **江上 美子**

地域福祉課

地域福祉課長 **鈴木 木子**
地域福祉課長補佐 **青木 圭太**

《地域福祉係・地域支援係(兼)》

地域福祉係長(兼) **青木 圭太**
主事 **坂下 悦明**
事務職員 **太田 有佳**
事務職員 **太田 有佳**

《地域事業係》

地域事業係長(兼) **鈴木 木子**
主査 **佐藤 和子**
技師 **佐藤 和子**

指定訪問入浴介護事業所 原町区事業所

管理者・看護師 サービス提供責任者	紺野 佐知子
副管理者・技師 サービス提供責任者	青田 由希
技師	佐藤 重信
看護師・技師	高田 喜代子
技師	館内 明子
技師	高松 英樹
看護師・技師	門馬 万里子
看護職員	渡部 恵美子

在宅福祉課

在宅福祉課長 **志賀 偉久子**
在宅福祉課長補佐 **桜井 たか子**

指定訪問介護事業所原町区事業所 指定居宅介護事業所原町区事業所

管理者・主任技師(兼)	桜井 たか子
サービス提供責任者 技師	井堀 祐貴子
技師	藤家 艶子
事務職員	大倉 さおり
サービス提供責任者 介護職員	成田 世子子
介護職員	天野 一子
介護職員	紺野 正子
介護職員	江井 とき子
介護職員	吉田 泰子
介護職員	三浦 喜代子
介護職員	山田 香子
介護職員	奥野 富江
介護職員	佐藤 はつ江
介護職員	米倉 祐子
介護職員	武田 喜枝子
介護職員	門馬 ちはる

仲町児童センター 高平児童館

館長(兼) **佐藤 信一**

地域包括支援センター(原町西地域)

所長・管理者 **星直健**
副所長 **鈴木 健一**
主任主事 **佐藤 敬智**
技師 **阿部 智子**
技師 **早川 ますみ**

指定居宅介護支援事業所 原町区事業所

管理者(兼)主任技師 介護支援専門員	志賀 偉久子
技師・介護支援専門員	小野 久美子
技師・介護支援専門員	末真 由美
技師・介護支援専門員	新田 美知代

地域包括支援センター(小高地域)

主査 **平野 朱美己**
主事 **鈴木 朱珠**



鹿島区福祉サービスセンター

所長(兼) 田村 早人

地域福祉課

地域福祉課長補佐 佐藤 清彦
 《地域福祉係》
 地域福祉係長 青田 敏彦
 主査 三瓶 広宣
 主任技師 梅田 幸雄
 事務職員 鹿仁鳥 妙子
 《地域支援係》
 地域支援係長(兼) 佐藤 清彦
 主任主事 浜名 智佳子

地域包括支援センター(鹿島地域)

技師 横田 長子
 技師 佐藤 美幸

生活支援相談員

主任生活支援相談員(兼) 黒木 洋子
 生活支援相談員 高野 美紀
 生活支援相談員 鈴木 信茂
 生活支援相談員 高野 和子
 生活支援相談員 福嶋 道子
 生活支援相談員 大堀 浩一
 生活支援相談員 藤原 隆司
 生活支援相談員 福嶋 祐子
 生活支援相談員 打田 千晶
 生活支援相談員 秩父 重弘
 生活支援相談員 遠藤 英子
 生活支援相談員 舘内 咲子
 生活支援相談員 境原 祥友

在宅福祉課

指定居宅介護支援事業所 鹿島区事業所

管理者・主任技師 鈴木 孝子
 介護支援専門員 若松 暎江
 技師・介護支援専門員 青田 初枝

指定訪問介護事業所鹿島区事業所 指定居宅介護事業所鹿島区事業所

管理者・主任技師 松本 玲子
 サービス提供責任者 技師 戸川 早苗
 サービス提供責任者 技師 志賀 了子
 介護職員 鈴木 木はつえ
 介護職員 佐藤 トシ子
 介護職員 濱田 多美子
 介護職員 高橋 和子
 介護職員 西畑 正子
 介護職員 佐藤 よし子
 介護職員 豊田 節子
 介護職員 阿部 律子

指定訪問入浴介護事業所 鹿島区事業所

管理者・生活相談員 主任技師 松本 玲子
 技師 佐久間 淳子
 介護職員 小野田 ひろ子
 介護職員 大塚 ヒロ子
 介護職員 星 富子
 介護職員 松田 直江
 看護職員 志賀 美千子
 看護職員 大久保 久美子

指定通所介護事業所 ひまわりデイサービスセンター

管理者・生活相談員 主任技師 豊田 美代子
 主任技師 小林 広美子
 看護師・機能訓練指導員 技師 高野 時子
 看護師・機能訓練指導員 技師 藤尾 理恵子
 技師 松本 弘子
 技師 石川 実香子
 技師 持立 百衣子
 技師 岩崎 美代子
 技師 中里 和香子
 介護補助 川崎 美華子
 介護職員(兼) 鈴木 木はつえ
 介護職員(兼) 佐藤 トシ子
 介護職員(兼) 高橋 和子
 介護職員(兼) 大塚 ヒロ子
 介護職員(兼) 星 富子
 介護職員(兼) 松田 直江子
 看護師・機能訓練指導員 介護職員(兼) 大久保 久美子
 看護師・機能訓練指導員 介護職員(兼) 金山 巻子

指定通所介護事業所 あすなろデイサービスセンター一般型

管理者・生活相談員 主任技師 鎌田 喜代子
 副管理者・看護師・機能訓練指導員・技師 佐藤 みち子
 看護師・機能訓練指導員 技師(兼) 藤尾 理恵子
 技師 齋藤 静枝
 技師 庄司 亜紀子
 技師 高野 実佳
 技師 大谷 丈廣
 技師 天野 麻衣子

指定通所介護事業所 すみれデイサービスセンター

管理者・生活相談員 主任技師 鎌田 早苗
 副管理者・生活相談員 主任技師 高玉 清美
 主任技師 吉田 邦子
 生活相談員・看護師・機能訓練指導員・主任技師 半杭 直子
 看護師・機能訓練指導員 技師 荒 万希子
 生活相談員 技師 伊藤 久美子
 技師 西山 利香
 技師 羽根田 悦子
 技師 大井 美紀
 介護職員 松本 妙子
 看護師・機能訓練指導員 介護職員 金山 巻子
 介護職員(兼) 鈴木 木はつえ
 介護職員(兼) 佐藤 トシ子
 介護職員(兼) 高橋 和子
 介護職員(兼) 大塚 ヒロ子
 介護職員(兼) 星 富子
 介護職員(兼) 松田 直江子
 看護師・機能訓練指導員 介護職員(兼) 志賀 美千子
 看護師・機能訓練指導員 介護職員(兼) 大久保 久美子

応急仮設住宅などにお住まいの方 生活支援相談員がお伺いします

仮設住宅などに入居されている方の様々な相談や引きこもりの防止、生活復興に向けた支援などを目的に、生活支援相談員が、仮設住宅などにお伺いしています。

また、仮設住宅などの入居者が集い、お茶を飲みながら交流できる、サロン活動などのイベントも行っています。

仮設住宅内だけではなく、お近くの方々と民生委員・被災者支援を行う専門職や関係機関と連携を図り、地域のコミュニケーションづくりを推進してまいります。

◆問合せ先

生活支援相談室
☎26-8823

●●● 私たちがお伺いしています! ●●●



▲皆さんの元へお伺いします!

訪問入浴介護事業所の統合のお知らせ

平成23年12月1日より、指定訪問入浴介護事業は鹿島区事業所と原町区事業所を統合しますので、お知らせします。

なお、訪問介護事業所(鹿島区、原町区)については、現状のままサービスを継続していきます。

◆統合後の事業所

指定訪問入浴介護事業所
南相馬市社会福祉協議会

原町区小川町322-1
原町区福祉サービスセンター内
☎24-3847
FAX 24-1271

◆問合せ先

指定訪問入浴介護事業所
☎24-5354(鹿島区)
☎24-3847(原町区)



仲町児童センター・ 高平児童館の運営について

現在、仲町児童センター・高平児童館について、震災の影響などにより、運営を行っておりません。利用児童の対象学区である、高平小学校は、三学期中の再開を予定しています。

(石神第二小学校は、再開時期を検討中)

市内の児童クラブ(一部を除く)は、臨時的に開始していますが、本会の児童厚生施設は、運営を整備している状況です。

児童館の運営開始、利

用児童を募集する際は、本紙にてお知らせします。

◆問合せ先

南相馬市社会福祉協議会
☎24-3415

第二十八回 誌上法律相談!!

東京電力の原発事故賠償Q&A



ひばり法律事務所
弁護士 西山健司

Q賠償を求める方法には何が
ありますか？

A手段として、①東電に対する直接請求、②原子力損害賠償紛争解決センター(国の機関)による和解仲介手続、③裁判があります(その他に、④仮払法がありますが、観光業の風評被害に限定されています)。

Q東電から分厚い書類が送られてきました。絶対にならぬ書類に書かなければならないのですか？

A絶対ではありません。例えば紛争解決センターの和解仲介手続申立書をホームページで見るとわずか4頁のものですが、新たにアップされた簡易版(6頁)はわかりやすく書かれています(なお、申立手数料は無料ですが、

今のところセンターの事務所は東京と郡山にしかありません)。

Q東電の書類には金額があらかじめ記入されていますが、賠償はこれだけなのですか？

A違います。東電が一方的に決めた金額ですから、必ずしもこれに従う必要はありません。東電の請求書類を使うのであれば「その他請求明細」に考えられる他の損害項目と金額をすべて盛り込みましょう。

Q東電の書類には資料として原本を提出するよう書いてありますが、どうすればいいのでしょうか？

A原本を提出してしまうと手元に資料がなくなってしまうので、必ずコピーした資料を添付して原本は手元に保管して下さい。また、書類を提出するときには、その書類をすべてコピーして保管しておいて下さい。

Q既に受け取った仮払金は今回の請求に何か影響はあるのですか？

A仮払金は、本請求をした際に、本払金から差し引かれることになりません。したがって、今回請求する金額が仮払金を上回らないときや、東電が仮払金を上回る金額を認めない場合には、東電は支払ってきません。なお、東電は、第1回の本請求の時点では、東電の認めた金額が仮払金を下回っても直ちに返還は求めないと発表しています。

Q合意書って何ですか？

Aこの期間の損害については追加の申立てや他に請求はしないことを確認して、東電が賠償を支払う書類です。後で他の項目について請求したかったのと思ってもらえないでください。可能性があるので慎重な対応が必要です。東電に請求書を出す時、結果通知書(東電が認めるものと認めないものを

区別したものが送られてきます)から、よく分析検討する必要があります。

Q実際どうすればいいか困っています。

A東電の書類を出す。出さないにしても、本当に金額はそれでいいのか、他に請求できる項目はないのか、他に手段はないのかについて、弁護士等の法律専門家に相談しましょう。加害者である東電の言いなりになる必要は決してありません(東電に相談せず法律専門家に相談しましょう)。なお、請求の一部につき先に合意して、残りを後で合意することも可能です(納得のいかない部分についてのみ争うこともできます)。

Q自営業者・会社等の場合はどうすればいいですか？

A東電が示した基準と国の指針はよく見ると違いがあります。個々の業種・会社ごとによって違うので、個別に対応する必要があります。まして、これから事業を拡大し収益の増加が見込めるはずであった場合や新規に事業を立ち上げた場合などに、過去の決算書のみで損

害を算定することは適切ではありません。必ず法律専門家に相談して下さい。

Q弁護士っていくら費用がかかるのですか？

A当事務所では、東電の賠償について、3回まで無料にて法律相談を受け付けています(法テラスを利用します)。実際に事件を依頼するといふ際には弁護士費用がかかりますが、事件ごとにより、相談の際にお見積もりを出しますので、お気軽にご相談下さい。

○誌上法律相談にご協力いただいた
左記のとおりです。

- 〈ひばり法律事務所〉
☎26-6006
 - 〈若杉格二法律事務所〉
☎26-6080
 - 〈相馬ひまわり基金法律事務所〉
☎37-2560
 - 〈新開法律事務所〉
☎22-0361
 - 〈平間総合法律事務所〉
☎24-6906
 - 〈フレイムハート法律事務所〉
☎26-3327
- ※相談の時間や料金については、各法律事務所へご確認ください。

■福祉基金

○小高区

【遺志金】 (行政区)

- ・佐藤利則様(川原田)
- ・故佐藤芳意様ご遺志として
- ・志賀勝明様(村上)
- ・故志賀キハ様ご遺志として

○原町区

【遺志金】 (行政区)

- ・木幡桂一様(陣ヶ崎)
- ・故木幡力様ご遺志として
- ・加藤満好様(南町三)
- ・故加藤シン様ご遺志として
- ・中本紀郎様(豊浜)
- ・故中本一様ご遺志として
- ・荒木寛次様(橋本町)
- ・故荒木寛様ご遺志として
- ・脇坂とし子様(仲町二)
- ・故脇坂浩様ご遺志として
- ・高田泰様(大壘上)
- ・故高田スズ子様ご遺志として
- ・今野信夫様(三島町)
- ・故今野イト子様ご遺志として
- ・八巻要一様

【一般寄付】

- ・原町市役所アマ無線赤十字奉仕団
- ・社会福祉のために
- ・北泉グラウンドゴルフ愛好会一同
- ・社会福祉のために
- ・ミントバンド
- ・社会福祉のために
- ・吉川周太郎様(北原)
- ・社会福祉のために
- ・大谷澄子様(三島町)
- ・リハビリパンツを介護保険事業所へ
- ・(社)朋映会 春日部勝彩園
- ・バザー益金をすみれデイサービスセンターへ

○鹿島区

【遺志金】 (行政区)

- ・高田光好様(北右田)
- ・故高田一成様ご遺志として
- ・高田信一様(台田中)
- ・故高田清綱様ご遺志として

【一般寄付】

- ・只野利信様(四区)
- ・社会福祉のために
- ・(千葉県船橋市) 故八巻タミ様ご遺志として



編集後記

「緊急時避難準備区域」が解除になってから1ヶ月半が経過しました。南相馬市は元通りになるのでしょうか？公共施設などで除染活動をしている光景を目にしますが、私たちが住む住居をはじめ、身の回りの道端や草むら、山林や田畑など広大な土地はいつ除染されるのでしょうか？

原発から放射能はもう出ていないのでしょうか？
 本当のことを知りたくないと願うのみです。
 子供たちが外で元気に遊ぶ風景を微笑んで眺めていた3月11日以前の日々が、遙か昔のことのように思えるこの頃です。
 今は、目に見えない放射能の脅威に怯えながら、まだ見えてこない復興の姿を前向きにイメージして頑張るしかないですね！(K.S)

◆日時
 平成23年12月12日(月)
 午後1時30分～
 午後3時30分

◆会場
 原町区福祉会館 相談室
 ◆問合せ先
 ☎23-4519 荒まで

